

ごかのお知らせ

(NO.400)

お知らせ

■生活相談の実施

(総務課)

隣保事業による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。秘密は厳守します。

○相談場所

- ・五霞ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

- ふれあいセンター
- ☎(84)3595

■全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間

(総務課)

あなた一人で悩んでいませんか。

人はみな人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっております。法務省、全国人権擁護委員連合会及び茨城県人権擁護委員連合会は、従来からさまざまな活動を通じて女性の人權問題に取り組んできました。平成12年度からその一環として、悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口を設けました。それが「女性の人權ホットライン」です。職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けています。秘密は厳守します。

○期間

11月17日(月)から23日(日)まで

○時間

午前8時30分から
午後7時まで

ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで

○電話番号

■国民年金保険料控除証明書を送付

(町民税務課)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書（ハガキ）が、社会保険庁から11月上旬以降に順次送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

○お問い合わせ

社会保険庁国民年金保険料控除証明書専用ダイヤル
☎0570(070)117

■予約年金相談のお知らせ

(町民税務課)

社会保険労務士による国民年金の相談を行います。

相談をご希望される方は、事前に電話による予約をお願いします。（先着15名）

なお、当日の受付はしませんので、必ず事前予約をお願いします。

○期日 11月19日(水) 午前9時から

○会場 五霞町役場 1階
小会議室

○予約先 町民税務課 町民G

☎(84)1965

○受付日 11月10日(月)から

18日(火)まで

午前9時から

(土・日・祝祭日を除く)

また、下館社会保険事務所では随時、予約年金相談を受けていますのでご利用ください。

○お問い合わせ

下館社会保険事務所
☎0296(25)0834

として年末調整または確定申告をされる場合に添付する証明書を町民税務課窓口にて交付します。

窓口に取りに来られない方は町民税務課までお問い合わせください。

この証明書は、保険税(料)を普通徴収(現金や口座振替により納付)により納付されている方が対象となります。また、年金から特別徴収により納付されている方は、社会保険庁より送付される源泉徴収票に保険税(料)が記載されますので、改めて証明書の交付を受ける必要はありません。

役場で確定申告をされる方は証明書の添付は必要ありません。

○交付場所

町民税務課 税務G(③窓口)

○交付期間

11月4日(火)から

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分から

午後5時30分まで

○お問い合わせ

税務G(内線253)



■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の年末調整用証明書・確定申告用納付証明書の交付(町民税務課)

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除

